

次のとおり条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び安田町財務規則（令和 6 年規則第 2 号。以下「規則」という。）第 91 条の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

安田町長 黒岩 之浩

第 1 入札に付する事項

1. 件 名 安田町消防団中山分団消防ポンプ自動車購入事業
2. 物 品 名 消防ポンプ自動車（車両総重量 3.5t 未満車）
3. 数量及び概要 数量：1 台
概要：別紙仕様書のとおり
4. 納入場所及び納期 場所：高知県安芸郡安田町大字安田 1 8 5 0 番地 安田町役場
納期：令和 9 年 1 2 月 2 4 日

第 2 入札に参加する者に必要な資格等

入札参加者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

1. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しないものとする。
2. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
3. 仕様書を満たす物品を納期までに確実に納入し得る者。
4. 高知県内に本社または営業所等を有し、納入した物品の修理・メンテナンスの施工が可能な者。
5. 直近 5 年間に於いて、本入札物品と同程度の物品の納入実績を有する者。
6. 国税及び地方税を滞納していない者。

7. 本公告内容及び仕様書、契約内容等を確認・理解し、承諾した者。

8. 入札参加者が、入札日までに上記1～6の条件を満たさなくなったとき、或いは満たさないことが判明したときは、入札参加資格を認めない。

第3 入札参加資格確認申請書等の提出

1. 参加資格確認申請書等の提出

入札参加希望者は、申請書及び入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。申請書及び確認資料を提出しない者は、入札に参加できない。

2. 提出期限

公告の日から令和8年7月31日(金)まで

＊平日の午前8時30分から午後5時00分までとする。

3. 提出場所

安芸郡安田町大字安田 1850 番地 安田町役場 総務課

4. 提出方法等

- (1) 申請書及び確認資料は持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。
- (3) 申請書及び確認資料の作成及び提出等に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 入札参加希望者から提出された申請書及び確認資料は、公表しない。

5. 提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加申請書
＊ホームページからダウンロード可能
- (2) 納税証明書（公告日以降に発行した原本又はその写し）
国 税：その3の3（法人）
地方税：完納証明書又は滞納のないことの証明書 ※ 県税及び市町村税両方の証明が必要
課税がない場合はその旨の申立書を提出すること
- (3) 直近5年間に於いて、本入札物品と同程度の物品を納入した実績が確認できる書類
（出荷証明書類や契約書の写し等）
- (4) 高知県内に本社または営業所等を有していることが確認できる書類（登記簿等）

6. 提出部数

上記の項(1)～(4)について、各書類を1部提出とする。

7. 入札参加資格に係る通知

入札参加資格の有無を決定し、令和8年8月4日(火)に郵送により発送する。

8. 質問及び回答について

受付期間：条件付一般競争入札参加資格通知書受領日から令和8年8月12日（水）まで

質問方法：書面（任意様式）の提出に限る。持参のほか、郵送及びFAXでの提出も可能とする。

回答方法：令和8年8月17日（月）までに入札参加資格者全員にFAXにより通知する。

第4 入札等

1. 入札の日時

令和8年8月19日(水) 午前10時00分

2. 入札の場所

高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地 安田町役場 1階会議室

3. 最低制限価格 設定しない

4. 入札保証金 免除

5. 入札の方法

- (1) 入札書については、当日会場にて配布する。したがってその場で記載・押印後投函となることから、印鑑等を忘れないこと。（入札書を持参しても使用することはできない。）
- (2) 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとし、提出しない者は入札に参加できない。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合には、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 開札

入札後、直ちに開札する。

7. 入札の無効及び失格

入札の無効及び失格については、安田町競争入札心得（令和8年規程第4号。以下「心得」という。）第10条及び第11条並びに規則第106条によるものとする。

第5 落札者の決定方法

1. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより第1順位の落札候

補者を決定する。

第6 契約の締結

1. 落札者は、落札決定の日から14日以内（閉庁日を含まない。）に、契約書の案に記名押印し、その他必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が別途その期日について定めた場合はこの限りではない。
2. 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札決定を取り消す。
3. 契約当事者双方が記名押印したときに当該契約は確定する。ただし、本件に係る契約については、附帯条件付きの仮契約書に契約当事者双方が記名押印して仮契約を締結し、契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）の定めるところにより、安田町議会の議決を経た後に、落札者等に効力発生通知を行うことにより本契約として確定する。
4. 契約締結及び契約履行に関する一切の費用は、全て落札者の負担とする。
5. その他、契約条項については、別紙「物品売買契約書（案）」に示すとおりとする。

第7 その他

1. 入札参加者は、本公告のほか、規則及び心得等の内容を遵守しなければならない。
2. この入札及び契約においては、消費税及び地方消費税の合計税率10%を適用する。

第8 問合せ先

安田町役場 総務課

〒781-6421 高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地

電話番号：0887-38-6711 F A X 番号：0887-38-6780